

## 1 平穏な暮らしを脅かす犯罪の抑止

「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の改正、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」の制定を受け、預金口座の不正利用の防止、携帯電話の本人確認の徹底と不正利用の防止に取組み。

通貨偽造事件、偽造カード事件の発生を受け、取締りを強化するとともに偽造防止策を推進。

犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める「犯罪被害者等基本計画」を策定するため検討中。

## 2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

保護観察に付された者に対する措置、触法少年・ぐ犯少年に係る事件の調査手続の整備等を内容とする「少年法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。

サイバーボランティア等による有害環境浄化活動等インターネット上の有害環境対策の推進。

各学校の非行防止教室の促進を図るため、「非行防止教室等プログラム事例集」を作成公表。

## 3 国境を越える脅威への対応

入国管理の厳格化及び国際犯罪等に係る捜査・調査の効率化を図るため、平成17年1月から事前旅客情報システム（APIS）の運用を開始。

券面情報の一部及び顔画像を電磁的方法による記録ができる旨規定した旅券法の改正。

日中間における刑事分野における国際約束の締結に関する予備協議の実施等、捜査協力等に関する関係国との間で国際約束の締結のための交渉の推進。

## 4 組織犯罪等からの経済、社会の防護

組織犯罪対策統合検索システムの構築等を通じた、国内外の組織犯罪情報の集約及び相互利用の促進。

脱法ドラッグについて、監視・調査を強化し、速やかに麻薬に指定するなどの対策を推進。

「フィッシング110番」の設置等情報セキュリティに関する知識の向上及び対策の普及啓発のための対策の推進。

## 5 治安回復のための基盤整備

地方警察官(3,500人)、検察庁職員(185人)、税関職員(195人)、麻薬取締官(14人)、港湾保安調査官等(30人)、海上保安官(121人)、入国警備官等(174人)、査証官(9人)、消防庁テロ対策専門官等(15人)の増員。

刑務所等矯正施設の収容能力拡大のための施設整備、留置場の収容能力の拡大を図るため、単独留置場の建設等を推進。

犯罪現場等に残された資料に係るDNA型情報のデータベースの運用を開始するなど先進的な捜査技術の確立。

### 【再犯防止対策】

子ども対象・暴力的性犯罪、凶悪重大犯罪等に係る出所情報を法務省から警察庁に提供  
矯正処遇の充実・強化

制度見直しも含む保護観察処遇の充実・強化

保護観察中の所在不明者の所在調査の充実

出所者及び保護観察中の者等に対する就労支援